

条例第 25 号

宇和島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 27 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（<u>新型コロナウイルス感染症</u>により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）</p> <p>3 第5条に定めるもののほか、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>）であるものに限る。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。</p> <p>4 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額の範囲内において市長が定める額とする。</p> <p>（1）次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき<u>3,000円</u></p> <p>（2）<u>新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業</u>その他市長がこれに準ずると認める作業 作業1日に</p>	<p>附 則</p> <p>（<u>特定新型インフルエンザ等</u>により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）</p> <p>3 第5条に定めるもののほか、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。</p> <p>4 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額の範囲内において市長が定める額とする。</p> <p>（1）次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき<u>1,500円</u></p> <p>（2）<u>緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与える</u>と市長が認めるもの 作業1日につき4,000円</p>

つき4,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。